

計画の位置付け

(1)法的位置付け	本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。 自殺対策基本法 第13条第2項 市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。
(2)市政における位置付け	本計画は、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた「茅ヶ崎市総合計画」の政策目標3.「共に見守り支え合い、誰もが健康的に暮らすまち」等に関連する個別計画であり、本市の自殺対策の基本となる計画です。国の自殺総合対策大綱及び「かながわ自殺対策計画」と整合を図り、本市における他の計画と連携し、推進します。

計画期間

計画期間	本計画の計画期間は、自殺総合対策大綱の見直し期間及びかながわ自殺対策計画の計画期間と同様の5年間とし、令和6年度から令和10年度までとします。
-----------------	--

計画の推進体制及び進捗管理・評価

計画の推進体制 及び 進捗管理・評価	本市の自殺対策を効果的に実施するために、「茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会」及び「茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会」において関係部局及び関係機関等と連携し、総合的に推進します。 また、PDCAサイクルを通じた進捗管理を行い、計画期間の中間年度である令和8年度と最終年度である令和10年度に、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会において評価を行います。
---------------------------------------	--



茅ヶ崎市保健所保健予防課

〒253-8660 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目8番7号

電話 0467-85-1171（代表）FAX 0467-82-0501

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

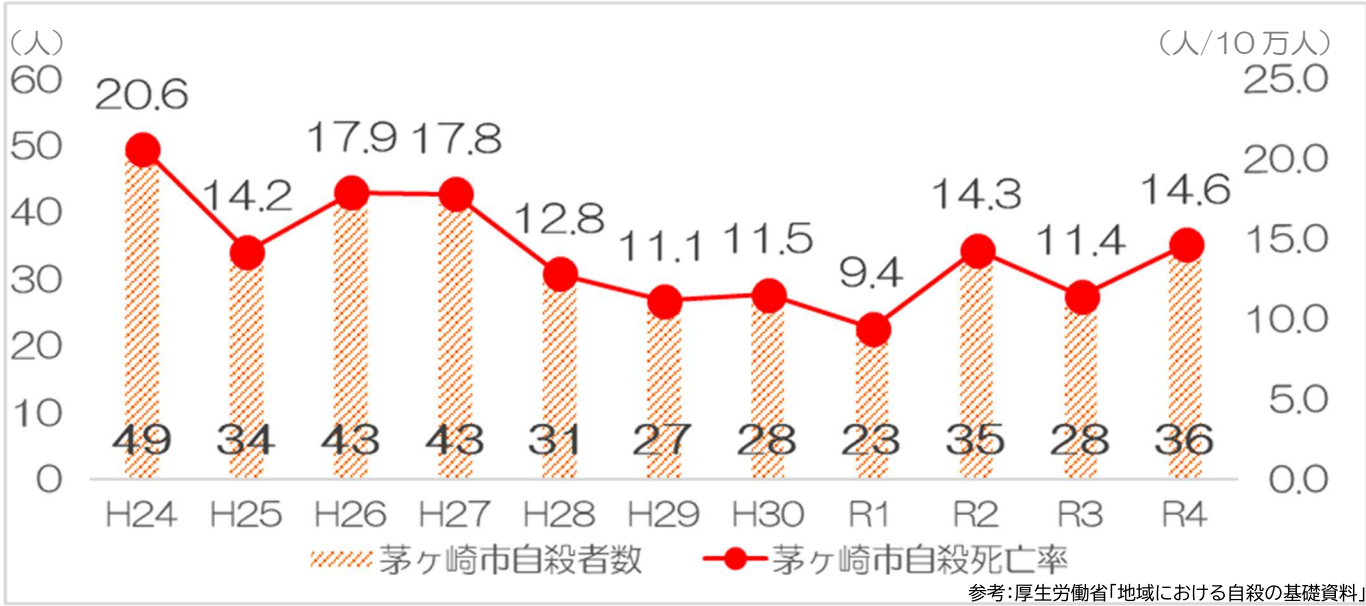
いのち支えるちがさき自殺対策計画

（第2期 茅ヶ崎市自殺対策計画）

概要版

令和6年3月

本市の自殺者数及び自殺死亡率（自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数です。）



計画策定の背景・目的

計画策定の背景	茅ヶ崎市（以下「本市」という。）では平成23年度に茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を設置し、庁内横断的な取組みの推進を図ってきました。 平成31年3月、自殺対策基本法に基づき「いのち支えるちがさき自殺対策計画（第1期茅ヶ崎市自殺対策計画）」（以下、前計画という。）を策定し、さらに令和6年3月、自殺対策における課題や本市の自殺の状況を踏まえ「いのち支えるちがさき自殺対策計画（第2期茅ヶ崎市自殺対策計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。
計画の目的	自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な要因があることが知られています。 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。 本計画は、前計画の終期が令和5年度であるとともに、令和4年10月の自殺総合対策大綱の改正や令和5年3月に「かながわ自殺対策計画」が改定され、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、様々な要因により自殺で亡くなる方が増加傾向にあることを踏まえ、一人でも多くの命を救うため、引き続き基本理念である「誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現」に向け、生きることの包括的支援として、幅広く自殺対策を進めることを目的に策定しました。

いのち支えるちがさき自殺対策計画 概要

誰も追いつまれない共支え合う茅ヶ崎市の実現	基本理念	基本方針	重点施策			
	生きることの包括的な支援として推進する	1 市民一人一人の気づきと見守りを促す (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 (4) うつ病等についての普及啓発の推進	5 地域における自殺リスクを低下させる (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信 (2) 多重債務の相談窓口の整備 (3) 失業者等に対する相談窓口の充実 (4) 経営者に対する相談事業の実施 (5) 法的問題解決のための情報提供の充実 (6) 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等 (7) ICTを活用した自殺対策の強化 (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進 (9) 介護者への支援の充実 (10) ひきこもりの方への支援の充実 (11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 (12) 生活困窮者への支援の充実 (13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実 (14) 性的マイノリティへの支援の充実 (15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 (16) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知 (17) 自殺対策に資する居場所づくりの推進	7 遺された人への支援を充実する (1) 遺族の自助グループ等の運営支援 (2) 学校、職場等での事後対応の促進 (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進 (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 (5) 遺児等への支援		
	関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	2 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る (1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 (2) 様々な分野への研修及び自殺対策の連携調整を担う人材の育成 (3) 自殺対策従事者、家族、知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援	6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ (1) 救急医と精神科医との連携 (2) 精神科救急医療体制の充実 (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 (4) 居場所づくりとの連動による支援 (5) 家族等の身近な支援者に対する支援 (6) 学校、職場等での事後対応の促進	8 民間団体との連携を強化する (1) 民間団体の人材育成に対する支援 (2) 地域における連携体制の確立 (3) 民間団体の取組や相談事業に対する支援		
	対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する (1) 職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進 (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備 (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 (4) 大規模災害による心への影響に関する普及啓発の推進	9 子ども・若者の自殺対策を更に推進する (1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防 (2) 学生・生徒等への支援の充実 (3) SOSの出し方に関する教育等の推進 (4) 子どもへの支援の充実 (5) 若者への支援の充実 (6) 知人等への支援 (7) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備	10 勤務問題による自殺対策を更に推進する (1) 長時間労働の是正に向けた普及啓発 (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 (3) ハラスメント防止対策の普及啓発		
	実践と啓発を両輪として推進する	4 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上 (2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実 (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上 (4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 (5) うつ等のスクリーニングの実施 (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	11 女性の自殺対策を更に推進する (1) 妊産婦への支援の充実 (2) コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援			
	国、神奈川県、本市、市民や関係団体との役割を明確化し、その連携・協働を推進する					
自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する						
			数値目標			
			国は、自殺総合対策大綱に、平成28年以降、10年間で、自殺死亡率を30%以上減少することを数値目標として掲げました。			
			これを踏まえ、神奈川県では、平成28年の自殺死亡率と比較して、令和9年度（令和8年の自殺死亡率で評価）までに30%以上減らすことを数値目標としました。			
			本市では、国、神奈川県の数値目標を踏まえ、平成28年の自殺死亡率12.8と比較して、令和10年度（令和9年の自殺死亡率で評価）まで30%以上の減少となる9.0以下を目指します。			
			平成28年の自殺死亡率	30%以上減少	令和10年度（令和9年の自殺死亡率で評価）	
			12.8 (単位：人/10万人)		9.0以下 (単位：人/10万人)	